

## 鶴岡市農業委員会第15回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和4年2月9日(水) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 205会議室
出 席 農業委員	1番 石井 光明    2番 渡部 長和    3番 小林 義一    4番 佐藤 みほ 6番 大沼 恒司    8番 金野 匡良    10番 佐久間 豊
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	5番 工藤 久子委員    7番 高橋 好博委員    9番 新館 登委員
事 務 局	局長 佐藤 友志    局長補佐 池原 政志    専門員 北山 武徳 調整主任 金内かな    主事 齋藤 柊士 羽黒分室調整主任 匹田 久雄    榎引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会      午前 9 : 3 0
議 長	本日、欠席届は、5番 工藤 久子委員、7番 高橋 好博委員、9番 新館 登委員より提出されております。遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第15回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思っておりますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、6番 大沼 恒司委員、8番 金野 匡良委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 許可を要しない農地の転用について 事務局の説明を求めます。

事務局	(説明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説明)《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説明)《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説明)《報告第5号 許可を要しない農地の転用について》
議長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議長	ありがとうございます。3条案件ですので現地調査の報告をお願いします。 8番 金野 匡良 委員。
8番委員	8番金野です。羽黒の案件です。まず羽16、17ですが、2月3日夕方4時より羽黒地域調整委員会を行いまして、その時に審議しました。羽16に関しましてはエルサンワイナリー松ヶ岡株式会社が農地所有適格法人だということも考慮して、農地法第3条第2項のいずれの項目にも該当せず許可相応と判断しました。 羽17に関しましては先ほども説明がありましたが、1月の案件で一体利用農地の指定が承認された案件です。それを受けての所有権移転になっております。こちらの方も農地法第3条第2項のいずれの項目にも該当せず許可相当と判断しました。 貸借権設定の羽18、19ですが、こちらの方も当日審議を行いました。親子間の貸借権設定で農地もきちんと管理されており農地法第3条第2項のいずれの項目にも該当せず許可相当と判断しました。以上です。
議長	ありがとうございます。6番 大沼 恒司 委員。
6番委員	6番大沼です。21ページ藤10の案件です。出し手は長沼の方ですがここにあるように現在は新潟に住んでおります。受け手は櫛引の方でして、櫛引から長沼ということで距離がありますが、まずは草刈り等周囲に迷惑がかからないようにきちんと管理するということをお願いしております。また、櫛引の小林委員から伺ったところ兼業農家ではありますが頑張っているということでした。現在、雪でよくわからないのですが、地域の方から聞くと羽黒の森林組合の方に依頼して草刈りは年に3回ほどして管理しているということです。 藤11ですが、受け手は齋藤推進委員で耕作面積も大きく地域のリーダーとして頑張っております。 いずれも農地法第3条第2項のいずれの項目にも該当しないと確認しましたので報告いたします。以上です。
議長	ありがとうございます。3番 小林 義一 委員。
3番委員	3番小林です。2月3日午後5時半より私と事務局佐藤さんとで、積雪のため現地には行きませんでした。航空写真等で確認しました。 櫛21の案件に関しましては、出し手は勝福寺在住であり遠地で不便であるため無償譲渡するものでして、受け手はたらのき代の認定農業者であり水稻の他、そば、露

	<p>地野菜等を作付けしております。</p> <p>櫛 22 に関しましては、1 月部会で一体利用農地の指定を受けたものです。受け手は水稻全てを離していますが該当農地に隣接する自宅裏で耕作を続けております。今後自家野菜は継続する予定です。</p> <p>櫛 23 の案件に関しましては、農業者年金受給のための親子間の使用貸借の再設定であり、全ての農地をきちんと耕作しております。</p> <p>以上の案件全て農地法第 3 条第 2 項各項には該当しないことを報告します。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いいたします。2 番 渡部 長和 委員。</p>
2 番 委員	<p>2 番渡部です。エルサンワイナリーの件ですが、これはすでにぶどうを植えるということでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>現在、柿の木が数本植わっています。その柿を生産するということと併せて将来的にはそこにぶどうを植栽していきたいというような話での申請だと聞いております。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
	<p>( 発言者なし )</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>( 全員賛成 )</p>
議 長	<p>全員賛成により議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について原案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>( 説 明 ) 《農用地利用集積計画 (案) の決定について》</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。2 番 渡部 長和 委員。</p>
2 番 委員	<p>2 番渡部です。27 ページの渡人が遊佐町の案件について、今までの管理状況がどうなっていたのか、わかれば教えてください。</p>
議 長	<p>事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>所有者の現住所が遊佐町となっておりますが、実はこの方の父親が昨年 12 月に急死されて相続されたという形です。畑はいくらかあるのですが、田についてはこの受け手と解約の藤 49 に上がっている借受人にずっと貸し付けて耕作してもらっていました。畑は自分で管理しているという状態でした。今回、相続された方がやはり自分で管理できないので処分したいという希望があり、売買という形になりました。</p>
議 長	<p>2 番 渡部 長和 委員。</p>
2 番 委員	<p>2 番渡部です。遊佐町の方が藤島の農地を所有していたということですか。何か関係ある人だったのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>父親は藤島の方です。</p>

議 長	他にありませんか。6番 大沼 恒司 委員。
6番委員	6番大沼です。32ページ藤140ですが、借受人が個人ではなくて法人であるとの報告がありました。この件に関しては先週の藤島の調整委員会でも質問があったところでした。委員から個人ではなく法人ではないかとの質問がありました。どのくらいの時期でどう判断されたのか、できれば訂正ではなく差し替えしてもらった方が良かったのかなと感じたものですから。その点お伺いしたいと思います。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	こちらの確認が取れたのが調整委員会の2日後あたりでした。大きな修正でありましたので、今後は差し替え版を作成したいと思います。
事 務 局	今、話があったとおり、これまでも軽微なものについては口頭で訂正させていただいておりました。今回は修正内容が若干長く聞いても書くことが容易でなかったところがあると思います。今後は内容に応じて訂正版を出すことを心掛けていきたいと思っております。
議 長	他にありませんか。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により、議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。 本日の審議は全て終了しました。次に農業者年金の裁定請求について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	( 説 明 ) 《 農業者年金の裁定請求について 》
議 長	ありがとうございます。報告事項であります。質問のある方は挙手を願います。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、これを持ちまして第15回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前10:10
	<p>議 長 _____ 佐久間 豊</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 大沼 恒司</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 金野 匡良</p>